



令和5年度 市県民税申告相談受付のご案内

申告に関するお知らせ

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、確定申告書を提出する必要がない方でも、下記に該当する方は市県民税申告書の提出が必要です。

- (1) 公的年金・企業年金以外の収入がある方
- (2) 医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等を受けたい方 ⇒ 郵送による申告にご協力をお願いします。

営業・農業・不動産・山林所得がある方へ

- 売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項の記帳・帳簿を基に収支内訳書の作成が必要です。
- 帳簿、請求書、領収証などの書類は最長7年間保存する必要があります。

ご来場時のお願い等について（新型コロナウイルス感染症対策等について）

① 来場者の集中緩和について

混雑を避けるため、できるだけ指定された日に来場いただくようお願いします。
午前中は来場者が集中しますので、午後1時に時間をずらす等、併せてお願いします。
また、3密を避けるため、入場制限やお待ちいただくことがございますのでご協力ください。

② マスクの着用、手洗い、換気、アルコール消毒について

市民の皆様の安全を考慮し、職員のマスク着用や手指消毒、申告会場の定期的な換気などの対策を行います。
来場される皆様におかれましても、マスク着用や窓口等に設置しているアルコール消毒液をご利用いただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策をお願いします。
なお、発熱などの症状がある方は来場をご遠慮ください。

③ 受付及び郵送での申告について

受付では自ら作成した申告書（自主申告）以外お預かりしませんので予めご了承願います。
なお、市県民税申告は郵送でも受付しています。郵送による申告の場合は、必要事項を記入のうえ、関係書類（マイナンバーカードの写し、源泉徴収票、控除証明書等）を添付し、市民税課までお送りください。

市県民税申告日程について【勿来地区】

| 月 | 日 | 曜日 | 相談地区 | 受付時間 | 会場 |
|----|----|----|--|----------------------------|------|
| 2月 | 1 | 水 | 植田町・岩間町・高倉町・南台 | 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時30分 | 勿来支所 |
| | 2 | 木 | 後田町・江畑町・添野町・石塚町・東田町・佐糠町 | | |
| | 3 | 金 | 山田町 | | |
| | 6 | 月 | 仁井田町・小浜町・錦町(川窪)・金山町・中岡町 | | |
| | 7 | 火 | 錦町(綾ノ内・大町・落合・鬼越下・江栗大町・江栗七反田・江栗馬場・江栗前・江栗一丁目～三丁目・松木町・上中田・熊野町・御宝殿・桜町・山王・釈迦堂・鈴鹿・中央一丁目～三丁目・鳥居西・鳥居東・中ノ町・長ノ町・糠塚・沼ノ川・古川・細谷・花ノ井・上御堂・梅沢・重殿・堰下・柳町) 富津町 | | |
| | 8 | 水 | 錦町(安良町・荒谷・飯盛町・雷・入原・ウツギサキ・鷺ノ巣・大島・下り立・町西・南城・宮ノ前・吉原・蒲田・上川田・川原・鷺内・作鞍・須賀・竹ノ花・台・台前・鶴ヶ町・徳力・綾ノ町・中迎一丁目～四丁目・成沢・成沢前・浜田・原田・馬場・蛭田・前原) 勿来町(九面・関田) | | |
| | 20 | 月 | 勿来町窪田(外城・西殿町・上り途・白山・馬場・町通一丁目～四丁目) | | |
| | 21 | 火 | 勿来町(大高・上記以外の窪田・四沢)・勿来町酒井 | | |
| | 22 | 水 | 川部町・沼部町・三沢町・山玉町・瀬戸町・勿来町白米 | | |

※本庁市民税課・支所・税務事務所・市民サービスセンターでの受付は行いません。

《問い合わせ先》
いわき市財政部市民税課
TEL 0246(22)7426・7427(直通)